

令和5年6月22日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 渡 邊

令和4年(ネ)第202号 国家賠償請求控訴事件

(原審・札幌地方裁判所令和元年(ワ)第2369号、令和2年(ワ)第402号)

口頭弁論終結日 令和5年3月7日

## 判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

## 主 文

- 1 原判決主文第1項を取り消す。
- 2 前項の部分につき、被控訴人1の請求を棄却する。
- 3 控訴人の被控訴人2に対する控訴を棄却する。
- 4 訴訟費用は、控訴人と被控訴人1との関係では、第1、2審とも被控訴人1の負担とし、控訴人と被控訴人2との関係では、控訴費用は控訴人の負担とする。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 上記の部分につき、被控訴人らの請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要(以下、略語等は原判決の例による。原判決を引用する場合、「原告」を「被控訴人」、「被告」を「控訴人」、「別紙」を「原判決別紙」とそれぞれ読み替える。)

- 1 本件は、被控訴人らが、令和元年7月15日に札幌市内で実施された第25回参議院議員通常選挙の候補者のための街頭応援演説に対し、路上等から、「安倍辞めろ」、「増税反対」などと声を上げたところ、北海道警察の警察官らに肩や腕などをつかまれて移動させられ、あるいは長時間にわたって付きまといられるなどしたと主張して、北海道警察を設置する地方公共団体である控訴人に対し、それぞれ国家賠償法1条1項に基づく損害賠償330万円(慰謝料300

万円と弁護士費用相当損害金30万円の合計額)及びこれに対する同日(不法行為日)から支払済みまで民法(平成29年法律第44号による改正前のもの)所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 原審は、警察官らが被控訴人らに対して違法な有形力の行使等を行ったものと認め、警察官らによるこれらの違法行為によって、被控訴人らの表現の自由のほか、被控訴人2の移動・行動の自由、名誉権及びプライバシー権が侵害されたとして、被控訴人らの請求のうち、被控訴人1につき33万円(慰謝料30万円と弁護士費用相当損害金3万円の合計額)、被控訴人2につき55万円(慰謝料50万円と弁護士費用相当損害金5万円の合計額)の各損害賠償及びこれらに対する各遅延損害金の支払を求める限度で認容し、その余の請求はいずれも理由がないとしてこれらを棄却した。

これに対し、控訴人が本件控訴を提起した。

### 3 関係法令の定め

次のとおり原判決を補正するほかは、原判決別紙2「関係法令の定め」に記載のとおりであるから、これを引用する(条文中の漢数字は算用数字に、旧仮名遣いは現代仮名遣いにそれぞれ変換して表記している)。

(原判決の補正)

(1) 原判決50頁4行目の「警察官職務執行法」を「警職法」に改める。

(2) 原判決50頁7行目の「(略)」を「この法律は、警察官が警察法(昭和29年法律第162号)に規定する個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、公安の維持並びに他の法令の執行等の職権職務を忠実に遂行するために、必要な手段を定めることを目的とする。」に改める。

### 4 前提事実

次のとおり原判決を補正するほかは、原判決「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の2に記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

(1) 原判決 2 頁 2 6 行目の「参議院議員通常選挙」を「第 2 5 回参議院議員通常選挙」に改め、同 3 頁 1 行目末尾に「北海道警察の警察官らは、その警護警備に当たることとなった。」を加える。

(2) 原判決 4 頁 8 行目の「警察官ら行為」を「警察官らの行為」に改める。

5 争点及びこれに対する当事者の主張

次のとおり原判決を補正するほかは、原判決「事実及び理由」の第 2 の 3 及び第 3 の 1 ないし 7 に記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

(1) 原判決 5 頁 6 行目の「自撮り棒を持つ男性」の次に「<sup>[訴外 8]</sup> <sup>[訴外 8]</sup> (■■■■)。以下「■■■■」(■■■■)という。)」を、同行目の「拳」の次に「や平手」をそれぞれ加える。

(2) 原判決 5 頁 9 行目の「そして」の次に「、被控訴人 1 は、熱心な自由民主党支持者らが密集していた地点 1 において、周囲の聴衆から怒号を受けるなどし、警察官から大声をやめるよう警告を受けたにもかかわらず、大声を上げ続けていたのであり」を加え、同 1 1 行目の「にもあった」を「でもあった」に改める。

(3) 原判決 5 頁 1 2 行目の「したがって」の次に「、警察官らは、警察官 1 名において被控訴人 1 と自撮り棒を持つ男性<sup>[訴外 8]</sup> (■■■■) との間に割って入り、同男性<sup>[訴外 8]</sup> (■■■■) に対して被控訴人 1 の身体を押し行為は危ないのでやめるよう警告しつつ、警察官らにおいて」を加え、同 1 4 行目の「避難させた」を「避難させたものであり、かかる」に改める。

(4) 原判決 5 頁 1 7 行目の「また原告 1 と」を「極度の興奮状態にもあって、被控訴人 1 とこれに反発する」に、同 2 3 行目の「にもあった」を「でもあった」にそれぞれ改める。

(5) 原判決 6 頁 7 行目の「男性が」から 8 行目末尾までを、次のとおり改める。

「自撮り棒を持つ男性<sup>[訴外 8]</sup> (■■■■) が、被控訴人 1 の身体を押し行為については、当時、被控訴人 1 が当該行為に気付かない程度の軽微な力によるもので

【訴外8】

あり、警察官も同男性（          ）を注視していなかったことなどからすると、当時、被控訴人1及び聴衆に対する「生命若しくは身体」に危険を及ぼすおそれのある状況にあったことを裏付けるものとはいえない。また、被控訴人1は、当時、警察官らから何らの警告も受けていない。」

5 (6) 原判決6頁9行目の「そして」を「すなわち、当時」に、同10行目の「にもなかった」を「でもなかった」にそれぞれ改める。

10 (7) 原判決8頁3行目の「演説車両から約3mの位置で」を「JR札幌駅前で  
の本件行為1(1)及び(2)の際に着用していた上着を脱いで異なる様相となり、  
通行人を装って手を振りながら演説車両の背後から近づき、不意に演説  
車両の後方約3メートルの位置（地点6）に接近して、立入制限区域の直近  
である同位置で」に、同4行目の「罵声を上げ」を「興奮状態で罵声を上げ」  
にそれぞれ改める。

(8) 原判決8頁13行目冒頭から15行目末尾までを、次のとおり改める。

15 「したがって、警察官は、被控訴人1が1度前に突き出した右手を下ろして  
再度振り上げた際にこれを押さえ、警察官らにおいて、被控訴人1の肩や腕  
をつかんで地点6から地点7まで移動させたものであり、かかる行為（本件  
行為1(3)）は、警職法5条の要件を充足するものであり、適法な職務執行で  
あった。」

20 (9) 原判決8頁18行目の「両手に何も持っていなかったし」の次に「、着衣  
のポケットや所持していたバッグの中に手を差し入れた事実もなく」を加え  
る。

(10) 原判決8頁21行目の「警察官らにおいて」から22行目末尾までを、次  
のとおり改める。

25 「控訴人が指摘する当時の事情は、いずれも警察官らにおいて警告をしてい  
る時間的余裕がないほど急を要する事態であったことを裏付けるものとはい  
えない。」

(11) 原判決 9 頁 16 行目及び同 10 頁 1 行目の「にもあった」をいずれも「でもあった」に改める。

(12) 原判決 10 頁 14 行目の「にもなかった」を「でもなかった」に改める。

(13) 原判決 13 頁 23 行目の「相当な理由の者」を「相当な理由のある者」に改める。

(14) 原判決 14 頁 22 行目の「具体的危険はなく」の次に「、控訴人が主張する危険性は」を加える。

(15) 原判決 15 頁 9 行目の「被告の主張は」を「控訴人が主張する危険性は」に改める。

(16) 原判決 16 頁 4 行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「 追従した警察官は、黒のパンツスーツに腰に無線を着用していて、一見して警察官もしくは警備関係の人物だと分かる格好をしていた。そして、休日で歩行者も多い街中で、かかる格好の女性 2 名に両側を挟まれ、長時間にわたり、両腕をつかまれたり、前に立ち塞がられたりしながら追従されたのであるから、周囲に被控訴人 2 は不審者であるとの印象を与え、被控訴人 2 の社会的評価を低下させ、被控訴人 2 の名誉権を侵害したものである。また、警察官らは、被控訴人 2 を長時間にわたり、かつ、長距離にわたって、被控訴人 2 の私的領域を把握しようとしたものであるから、被控訴人 2 のプライバシー権を侵害したものである。」

(17) 原判決 16 頁 21 行目冒頭から末尾までを、次のとおり改める。

「(1) 警察官らは、被控訴人らの行為の危険性に応じて法令に基づく必要な措置を講じたものであり、被控訴人らの表現行為自体を規制することを目的としていたものではなく、その動機も理由もない。被控訴人らは、意図的に危険な事態を発生させた以上、その脅威を解消するための措置により表現の自由が制約されたとしても、それはやむを得ない事態である。したがって、警察官らの行為によって被控訴人らの表現の自由は侵

害されておらず、仮にこれが制約されたとしても、当該制約は被控訴人らにおいて受忍すべきものであるから、被控訴人らの表現の自由の侵害を理由とする損害の発生は認められない。

5 (2) 警察官らの被控訴人2に対する追従行為の態様は、被控訴人2の移動・行動の自由を制限するものではなかったし、仮に移動・行動の自由を制限したと評価される場面があったとしても、その程度は軽微であり、警察官らの追従行為における犯罪予防等の目的との関係では被控訴人2において受忍すべきものであるから、被控訴人2の移動・行動の自由の侵害を理由とする損害の発生は認められない。

10 (3) 被控訴人2が公の広場であるJR札幌駅南口広場で周囲の注目を浴びつつ自らの自由な意思で大声を上げ続けたこと、その後の警察官らによる追従行為が、外形上は警察官であることが分からないスーツ姿で少人数により行われたこと、その間、通行人が被控訴人2に注目するような場面もなかったことなどからすれば、警察官らによる追従行為による被控訴人2の名誉権の侵害は認められない。

15 (4) 警察官らの被控訴人2に対する追従行為は、公道上及び一般に公開されている建物内において行われており、被控訴人2のプライバシーが守られるべき私的領域において行われたものではない。仮にプライバシーの侵害が認められるとしても、警察官らの追従行為における犯罪予防等の目的や前記の態様との関係では、被控訴人2において受忍すべき限度のものにすぎないから、被控訴人2のプライバシーの侵害を理由とする損害の発生は認められない。」

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 認定事実

25 前記前提事実、当事者間に争いのない事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実を認めることができる。

(1) 被控訴人1に対する警察官らの行為について

ア JR札幌駅前での街頭演説

安倍総裁は、令和元年7月15日、第25回参議院議員通常選挙の候補者を応援するため、JR札幌駅前の演説車両上で街頭演説を始めた。安倍総裁及び候補者らが乗った演説車両は、原判決別紙3のとおり、北5条手稲通の南側に位置していた。そして、聴衆は、北5条手稲通と駅前のタクシープールに挟まれた北5条手稲通北側の歩道や、更にその北西側の札幌駅南口広場の南側に設けられた聴衆エリア等で演説を聞いていた。

イ 本件行為1(1)

上記街頭演説の当時、北5条手稲通北側の歩道は、聴衆エリアではなかったが、演説車両の真向かいに当たる同歩道上の地点1付近には相当数の自由民主党支持者らを含む多数の聴衆が密集し、北5条手稲通側には街頭演説の状況をカメラやスマートフォンで撮影している者が数名いた。また、歩道と車道との間に柵はなく、聴衆の一部は車道にはみ出ている。北5条手稲通を通行する車両や北5条手稲通からタクシープールに出入りする車両が頻繁に通行していた。上記街頭演説の開始から間もない午後4時40分頃、黒色の上着を着用し、その上からバッグをたすき掛けにした被控訴人1が、上記歩道上の地点1において、演説車両に向かって両手を口に当てて「安倍辞めろ」、「帰れ」などと大声で連呼し始めた。これに対し、周囲の聴衆から、「うるさいぞ」、「静かにして」などの声上がり、付近で警護警備に当たっていた角田武士警察官(角田警察官)らはその状況を現認し、密集した聴衆の間を縫うようにして被控訴人1の左右から同人に近づいた。その頃、被控訴人1の左隣において、自撮り棒を持ち、その先端に設置したスマートフォンで街頭演説の状況を動画撮影し、候補者のフェイスブックで生配信していた[添外8]は、被控訴人1が大声で連呼することにより自らの動画撮影が妨害されたことに腹を立て、被控訴人1の方を向き、

その右手拳で被控訴人1の左上腕付近を押し、これにより被控訴人1は右側によろめいた。被控訴人1の左後方から被控訴人1に近づいた角田警察官は、被控訴人1が左側の聴衆から拳でその左上腕付近を押された状況を現認し、拳が伸びてきた方向に向けて「危ないですよ。やめてください。」などと告げて注意し、また、被控訴人1の右側から被控訴人1に近づいた制服警察官は、被控訴人1の右肩付近に手をかけるなどして、被控訴人1に対して「大声はやめてください。叫ばないで。」などと告げて注意したが、被控訴人1はこれを無視し、大声での連呼をやめようとしなかった。警察官らは、周囲の聴衆と被控訴人1との間でもめ事に発展し、被控訴人1が聴衆から暴行等を受ける危険性や、被控訴人1がこれに反撃して暴行に及ぶなどの危険性が切迫していると判断した。そのとき、被控訴人1の左隣にいた[訴外8]が、再度被控訴人1の方を向いて、その右平手で被控訴人1の左上腕を強く押した。角田警察官は、被控訴人1が左側の聴衆から平手で再度その左上腕付近を押された状況を現認したことから、被控訴人1と左側の聴衆との間に割って入り、また、上記制服警察官と他の私服警察官が、被控訴人1の肩や腕をつかむなどし、更に他の警察官ら四、五名がこれを取り囲むなどして、被控訴人1を地点2と地点3の間付近(「S-18地下街出入口」の北側付近)まで移動させた。この間、被控訴人1は、「安倍辞めろ」、「暴力で追放するのか」、「これが民主主義か」などと大声を上げ続けていた。(甲3、4、20~24、45、46、52、53、57、乙44~47、49、乙62~64、114、115、124~127、149の2、152の1・2、154、155、168~172、原審証人[訴外5、証人T]、原審被控訴人1本人)

ウ 本件行為1(2)

本件行為1(1)の後、被控訴人1は、北5条手稲通の横断歩道を演説車両のある南側に向かって渡り、南側の歩道の直前で、突然、演説車両のある



5 西方向に走り出した。これに対し、周辺にいた警察官らは、被控訴人1が演説車両上の安倍総裁や候補者らに対して危害を加える危険性が切迫していると判断し、地点4において被控訴人1を正面から抱き止めて制止した上、肩や腕をつかみ、そのまま地点5まで移動させた。この間、被控訴人1は、「安倍辞めろ」などと大声を上げ続けていた。(甲5、6、52、53、乙44、47～49、127、原審証人角田警察官、同[証人T]、原審被控訴人1本人)

エ 札幌三越前での街頭演説

10 本件行為1(2)の後、安倍総裁のJR札幌駅前での街頭演説が終了した。その後、安倍総裁は、候補者らとともに札幌三越前に移動し、同所において演説車両上で街頭演説を始めた。安倍総裁及び候補者らが乗った演説車両は、原判決別紙4の「選挙車両」のとおり、札幌駅前通の西側に位置しており、聴衆は、演説車両の背後に当たる西側の歩道や、札幌駅前通を挟んだ東側の歩道等で演説を聞いていた。

15 被控訴人1もまた、本件行為1(2)の後、JR札幌駅前から安倍総裁の次の演説場所である札幌三越前付近まで移動した。

オ 本件行為1(3)

20 被控訴人1は、JR札幌駅前において着用していた黒色の上着を脱いで、淡青色の半袖シャツの姿になり、その上からバッグをたすき掛けにして、演説車両に向かって友好的な様子で手を振りながら、演説車両の背後に当たる西側の歩道上を南側から歩いて演説車両の方に近づき、午後5時30分頃、演説車両の真後ろまで来ると、急に演説車両側に体の向きを変えてカラーコーンとバーで囲まれた立入制限区域に接する演説車両の後方約3メートルの位置(地点6)まで接近し、「安倍辞めろ」、「ばか野郎」などと  
25 大声を上げつつ、安倍総裁に向かって右手を上方に突き出して指さし、その手を一旦下ろすと、すぐに再度右手を上げようとした。付近で警護警備

に当たっていた大場翔平警察官（大場警察官）らは、被控訴人1の様子を現認し、被控訴人1が安倍総裁や候補者らに対して物を投げるなどの危害を加える危険性が切迫していると判断して、大場警察官が被控訴人1の右手を押さえて制止し、周辺にいた他の警察官らが被控訴人1を取り囲んでその肩や腕をつかみ、そのまま地点7まで移動させた。その際、被控訴人1は、札幌駅前通の上記西側歩道から地点7に向かって右折する地点付近に至るまで、演説車両の方に振り返るなどしつつ、「安倍辞めろ」などと大声を上げ続けていた。（甲25、26、52、53、乙50～53、100、143、176、177、原審証人大場警察官、同[証人]、原審被控訴人1本人）

(2) 被控訴人2に対する警察官らの行為について、

ア 本件行為2(1)

上記(1)アのJ R札幌駅前における街頭演説の際、札幌駅南口広場の南側に設けられた聴衆エリア付近にいた被控訴人2は、同イのとおり被控訴人1が「安倍辞めろ」などと大声で連呼し、警察官らに取り囲まれて移動させられる様子や、これに対する周囲の聴衆らの反応を見て、被控訴人1に加勢しなければならないと考えて、原判決別紙5の地点①に移動し、午後4時45分頃、同地点において、演説車両に向かって両手を口に当てて「増税反対」、「自民党反対です」などと大声を上げ始めた。当時、地点①の周辺には多数の聴衆が集まっていたが、聴衆同士の間には多少の間隔がある状態であり、これらの聴衆は、被控訴人2が発した大声に対して怪訝な表情で被控訴人2の方に顔を向け、あるいは遠巻きにするなどしていた。付近で警護警備に当たっていた樋口智子警察官（樋口警察官）は、当該状況を現認して、被控訴人2と他の聴衆とのトラブル等に発展する可能性を懸念し、後方から被控訴人2に近づき、被控訴人2の腰に手を当てて「どうしたの、落ち着いて。」などと声をかけ、また、他の数名の男性警察官ら

が被控訴人2に近づいて被控訴人2を取り囲み、樋口警察官において、被  
控訴人2の前方に回り込み、「落ち着いて。」「後ろで話をしよう。」などと  
何度か声をかけて、被控訴人2の肩や腰に手を当てて被控訴人2を北側に  
移動させようとしたが、被控訴人2はその場で大声を上げ続け、北側に移  
5 動することを拒否し、被控訴人2の体と樋口警察官の体が衝突するなどし  
た。樋口警察官は、上記トラブル等の発生を防止するため、被控訴人2を  
聴衆エリアから聴衆の少ない北側に移動させる必要があると判断し、途中  
から応援に入った乾亜美警察官（以下「乾警察官」という。）とともに、被  
控訴人2の肩や腕などをつかみ、あるいは被控訴人2を取り囲んで、被控  
10 訴人2を地点①から地点②を経て地点③まで移動させた。この間、被控訴  
人2は、地点①に留まり、あるいは同地点に戻ろうとして強く抵抗しつつ、  
「安倍辞めろ」、「原発反対」などと大声を上げ続けていた。（甲1、32～  
35、41の1～3、42の1～3、54、56、58、60の1～3、  
61の1・2、乙27、54～61、110～112、132、134、  
144、145、162、原審証人樋口警察官、同[訴外3、証人N]、当審証人乾警  
15 察官、原審被控訴人2本人）

イ 本件行為2(2)

本件行為2(1)の後、被控訴人2は、札幌駅南口広場から西に向かって移  
動し始めた。これに対し、周辺にいた樋口警察官と乾警察官（いずれも制  
20 服ではなく黒いパンツスーツを着用し、無線を着けていた。）が、前記のト  
ラブル等の発生を懸念し、被控訴人2の両側からその両腕に手を回すなど  
して被控訴人2に同行し、被控訴人2が再び同広場の南側の聴衆エリアに  
行かないように被控訴人2を引き留めて制止した（制止行為）。また、被控  
25 訴人2は、原判決別紙5の地点④、地点⑤及び地点⑥を経て、札幌駅南口  
広場からJR札幌駅の西側高架下の建物（サツエキB r i d g e）の2階  
にあったTSUTAYA札幌駅西口店まで徒歩で移動したが、これに対し、

樋口警察官と乾警察官を含む警察官らが被控訴人2を追従し、被控訴人2とともに上記建物に入った上、同店の入口付近まで被控訴人2を追従し続けた（追従行為）。被控訴人2は、追従する警察官らに対し、「ここ、店の中だから、付いてくるのはやめてほしい。」などと伝え、追従した警察官らは上記建物の外に出た。なお、上記追従行為は、距離にして少なくとも約300メートル、時間にして少なくとも5分から10分程度に及んでいたところ、警察官らから追従されている間、被控訴人2は、樋口警察官らに対し、「声を出しただけで囲まれるのって、おかしくないですか。」などと発言していた。（甲50、54、乙54、56、58、144～147、原審証人樋口警察官、同[証人N]、当審証人乾警察官、原審被控訴人2本人）

ウ 本件行為2(3)

本件行為2(2)の後、被控訴人2は、TSUTAYA札幌駅西口店を出て、安倍総裁の札幌三越前の演説会場に近いTSUTAYA札幌大通店方向に向かって徒歩で移動し始めた。これに対し、上記建物（サツエキBridge）外で待機していた樋口警察官と乾警察官が追従を再開し、被控訴人2がTSUTAYA札幌駅西口店を出て、原判決別紙6の地点⑦、地点⑧及び地点⑨を経て、同地点と地点⑩の間を何度か往復した後、札幌駅前通の東側歩道上を南側に移動し、札幌駅前通を横断してその西側歩道上を更に南側に移動してTSUTAYA札幌大通店に入るまでの間と、被控訴人2が同店を出てから札幌駅前通の西側歩道上を北側に移動し、左折した場所（原判決別紙6の地点⑪）でタクシーに乗車するまでの間、被控訴人2を追従し続けた（追従行為）。なお、上記追従行為は、距離にして少なくとも約1.9キロメートル、時間にして少なくとも40分から50分程度に及んでいたところ、この間、被控訴人2は、上記警察官らに対し「動きようがない。」、「自由にしたいのに。」、「私の移動の自由を侵害している。」、「私の行きたいところに行きたいよ。」などと発言し、上記警察官らは、被

5 控訴人2が上記演説会場近くに向かおうとしていることについて、度々被  
控訴人2の前方に立ち塞がるなどしつつ、比較的大きくよく通る声で「だ  
って、こっち行ったらさ、またなんか、あれやん。」「なんか飲む？ なん  
か飲む？ 買うよ、買うよ、お金あるから。なんか飲まない？ ジュース  
10 買ってあげる。」「もうそっち行かないでほしいなあ。」などと言ひ、その  
後も「あっち行かないでほしいのさー、お願い。」「飲み物、コーラですか、  
ジンジャーエールですか、ウーロン茶ですか。」「今日はもう諦めてー。」  
などと言って、度々これを阻止しようとし、また、「嫌われ者だからね警察  
官」、「さっきも警察の法律の話したけれども」などと自らが警察官である  
ことを明示する発言をした。なお、被控訴人2は、上記警察官らから逃れ  
るべく、上記経路の途中の地点⑦から地点⑧までの約100メートルの間  
を走り、これに対して上記警察官らが追いかけた上、地点⑨と地点⑩の間  
を往復する被控訴人2に対して走った理由につき職務質問をし、その際、  
上記警察官らはそれぞれ被控訴人2の腕に触れたことがあった(接触行為)。

15 (甲23、38、47、54、59、乙54、58、137、144、1  
45、原審証人樋口警察官、当審証人乾警察官、原審被控訴人2本人)

## 2 争点(1)(本件行為1(1)の適法性)について

(1) 警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び  
捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たるこ  
20 とをもってその責務とするものであり(警察法2条参照)、警職法は、警察官  
が警察法に規定する個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、公安の  
維持並びに他の法令の執行等の職権職務を忠実に遂行するために行使し得  
る「必要な手段」を規定している(警職法1条1項)。そして、警職法4条1  
項は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある「危険な事態」が  
25 ある場合には、警察官は、その場に居合わせた者に必要な警告を発し、「特に  
急を要する場合」には、「危害を受ける虞のある者」に対し、「その場の危害

を避けしめるために必要な限度」でこれを引き留め又は避難させることができる旨を定めている。ここでいう「危険な事態」とは、単なる一般的又は抽象的な危険ではなく、現実的かつ具体的な危険があることが必要であり、また、「特に急を要する場合」とは、当該危険が切迫し、単に警告を行うのでは不十分であって、即時の強制的措置を講じなければ危害を避けられない状況をいうものと解するのが相当であり、これらの事態が存在する旨の警察官の現場における判断が、警察官が現場で認めた事実やその職業的な専門知識及び経験に基づくものとして、社会通念に照らし、客観的合理性を有するものでなければならない。

(2) そこで、上記1(1)イの認定事実に基づき、警察官らが被控訴人1を地点1から地点2と地点3の中間付近まで移動させたことが違法であったか否かについて検討する。

上記認定事実1(1)イに照らせば、被控訴人1は、安倍総裁による街頭演説開始後間もなく、相当数の自由民主党支持者らを含む多数の聴衆が密集していた場所において、演説車両に向かって「安倍辞めろ」「帰れ」などと大声で繰り返したところ、周囲の聴衆からこれに反発する声上がり、被控訴人1の左隣で街頭演説の状況を動画撮影していた聴衆の一人が、被控訴人1の大声での連呼により動画撮影が妨害されたことに立腹して、被控訴人1の左上腕付近を右手拳と右平手で合計2回にわたりいずれも相応の力で押すという明らかかな有形力の行使に及んだこと、被控訴人1は、制服警察官から大声を出さないように警告を受けたにもかかわらず、これを無視して大声での連呼をやめようとしなかったことが認められ、これらの事情に照らせば、警察官らが本件行為1(1)に着手した時点で、周囲の聴衆と被控訴人1との間でもめ事に発展し、被控訴人1が聴衆から暴行等を受ける具体的かつ現実的な危険性が切迫し、単に警告を行うのでは不十分であって、被控訴人1に対し、即時の強制的な退避措置を講じなければ危害を避けられない状況にあったも

のと認めるのが相当であり、警察官らの当該判断は社会通念に照らして客観的合理性を有するものと認めることができる。また、本件行為1(1)の態様は、2名の警察官が被控訴人1の肩や腕をつかむなどし、他の警察官ら四、五名がこれを取り囲むなどして、多数の聴衆が密集した地点1から引き離して地点2と地点3の間付近(「S-18地下街出入口」の北側付近)まで移動させたというものであるところ、移動に要した時間はごく短時間であり、移動距離も短いことからすると、警察官らの有形力の行使の内容・程度は、社会通念上妥当なものであったといえることができる。

したがって、本件行為1(1)は、警職法4条1項の要件を充足するので適法であり、国家賠償法1条1項における違法性を有しない。

(3) 被控訴人1は、本件行為1(1)の当時、周囲の聴衆からの反発の声や小競り合いはなく、左隣の聴衆から受けた有形力の行使も軽微な力によるものであり、被控訴人1は警察官らから何らの警告も受けていないから、警職法4条1項所定の「危険な事態」はなく、「特に急を要する場合」でもなかったし、仮に「危険な事態」があつて「特に急を要する場合」であつたとしても、本件行為1(1)は必要な限度を超えていると主張する。

しかし、角田警察官の陳述書(乙127)及び原審における同人の証言や角田警察官を含む警察官ら作成の報告書(乙44~47、49)の内容は、上記認定事実(1)イの末尾に掲記した動画、写真、音声鑑定結果等の客観証拠の内容におおむね符合するものであり、その基本部分において信用することができる。これらの証拠によれば、前記認定事実(1)イのとおり認めることができる。上記認定事実に反する被控訴人1及びその同行者であつた<sup>証人</sup>の各陳述書(甲52、53)並びに原審における被控訴人1の供述及び証人<sup>証人</sup>の証言は、上記の客観証拠によって明らかに認められる左隣の聴衆から受けた相応の力による有形力の行使の事実を否定するものであり、採用することはできない。



したがって、警職法4条1項の適用に関する被控訴人1の上記主張は、上記認定事実(1)イに現れた一連の事情に照らして理由があるとはいえず、採用することができない。

3 争点(2) (本件行為1(2)の適法性) について

5 (1) 警職法5条は、警察官が、「犯罪がまさに行われようとする」のを認めるときは、その予防のため関係者に必要な警告を発し、その行為により「人の生命若しくは身体」に危険が及ぶおそれがある、「急を要する場合」には、その行為を制止することができる旨を定めている。ここでいう「犯罪がまさに行われようとする」とは、犯罪が行われる可能性の高いことが客観的に明らかになることをいい、「急を要する場合」とは、警告等の任意の対応では犯罪による危害の発生を防止できない程度にまで事態が切迫しているか、又は警告等を行う時間的余裕がなく、その時点で実力により阻止しなければ犯罪が行われてしまうと判断される場合をいうものと解するのが相当であり、これら  
10 の事態が存在する旨の警察官の現場における判断が、警察官が現場で認め  
た事実や通報等により事前に得ていた情報のほか、その職業的な専門知識及び  
15 経験に基づくものとして、社会通念に照らし、客観的合理性を有するものでなければならぬ。

(2) 上記認定事実(1)ウに照らせば、被控訴人1は、北5条手稲通の横断歩道を  
20 演説車両のある南側に向かって渡り、南側の歩道の直前で、安倍総裁のいる  
演説車両に向かって突然走り出したものであるところ、演説車両に接近する  
という物理的な動作を伴い、かつこれに向かって突進するという当該行為態  
様に照らせば、当該行為を現認した警察官らにおいて、被控訴人1が演説車  
両上の安倍総裁や候補者らに対して危害を加える危険性が切迫しており、直  
ちに実力によってこれを阻止しなければ当該危害が加えられてしまうもの  
25 と判断したことは、社会通念に照らして客観的合理性を有するものと認める  
ことができる。また、本件行為1(2)の態様は、地点4において被控訴人1を



正面から抱き止めて制止した上、肩や腕をつかみ、そのまま演説車両から離れた地点5まで移動させたというもので、有形力行使の時間は短時間で、移動距離も短いことに照らすと、被控訴人1の上記行為による安倍総裁や候補者らに対する危害のおそれを実力で阻止するための必要な限度での有形力の行使にとどまるものと認めるのが相当である。

したがって、本件行為1(2)は、警職法5条の要件を充足するので適法であり、国家賠償法1条1項における違法性を有しない。

#### 4. 争点(3) (本件行為1(3)の適法性) について

(1) 上記認定事実(1)オのとおり、被控訴人1は、淡青色の半袖シャツの上からバッグをたすき掛けにした姿で、演説車両に向かって友好的な様子で手を振りながら演説車両の背後からこれに近づき、演説車両の真後ろまで来ると、急に体の向きを変えてカラーコーンとバーで囲まれた立入制限区域に接する演説車両の後方約3メートルの位置(地点6)まで接近し、同所で「安倍辞めろ」、「ばか野郎」などと大声を上げつつ、安倍総裁に向かって右手を上方に突き出して指さし、一旦その手を下げると、すぐに再度右手を上げようとしたものであるところ、当該行為態様に照らせば、当該行為を現認した警察官らにおいて、被控訴人1が演説車両上の安倍総裁や候補者らに対して物を投げるなどの危害を加える危険性が切迫しており、直ちに実力によってこれを阻止しなければ当該危害が加えられてしまうものと判断したことは、社会通念に照らして客観的合理性を有するものと認めることができる。また、本件行為1(3)の態様は、被控訴人1が右手を一旦下げて再度上げようとした際に、その右手を押さえて制止した上、被控訴人1を取り囲んでその肩や腕をつかみ、前記の危害のおそれがない地点7まで移動させたというものであることに照らすと、被控訴人1の上記行為による安倍総裁や候補者らに対する危害のおそれを実力で阻止するために必要な限度での有形力の行使にとどまるものと認めるのが相当である。

したがって、本件行為 1 (3) は、警職法 5 条の要件を充足するので適法であり、国家賠償法 1 条 1 項における違法性を有しない。

5 (2) 被控訴人 1 は、本件行為 1 (3) の当時、安倍総裁や候補者らに危害を加える意思を有していないことは客観的に明らかであり、両手に何も保持しておらず、着衣のポケットやバッグの中に手を差し入れた事実もなく、立入制限区域に侵入しようとする意図もなかった、警察官らにおいて警告等の時間的余裕がないほどの急を要する場合ではなく、被控訴人 1 の強制排除は必要な限度の実力行使を超えているなどと主張する。

10 しかし、上記認定事実(1)オに現れた一連の事情に照らして、本件行為 1 (3) の当時、被控訴人 1 が安倍総裁や候補者らに危害を加える意思を有していないことが客観的に明らかであったとはいえないし、本件行為 1 (3) の前に、被控訴人 1 が両手に何も保持しておらず、着衣のポケットやバッグの中に手を差し入れた事実がなかったことを踏まえても、被控訴人 1 が、不自然な態様で、背後から、物を投げれば演説車両上の安倍総裁や候補者に届く位置まで近付き、右手を突き出したことからすると、警察官らにおいて、被控訴人 1 が演説車両上の安倍総裁や候補者らに対して物を投げるなどの危害を加える危険性が切迫しており、直ちに実力によってこれを阻止しなければ当該危害が加えられてしまうものと判断したことは、社会通念に照らして客観的合理性を有するものと認められ、警察官らの有形力の行使の内容・程度も、  
15 社会通念上妥当なものであったといえることができる。

20 したがって、警職法 5 条の適用に関する被控訴人 1 の上記主張は、上記認定事実(1)オに現れた一連の事情に照らして理由があるとはいえず、採用することができない。

#### 5 争点(4) (本件行為 2 (1) の適法性) について

25 (1) 控訴人は、被控訴人 2 は罵声を上げ続けていたため、周囲の聴衆は騒然となり、緊迫した状況となっていたのに、被控訴人 2 は、警察官の警告を無視

して、興奮状態で絶叫し、聴衆に向かって前進していたから、被控訴人2の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある「危険な事態」があり、本件行為2(1)が警職法4条1項の要件を満たす適法な職務執行であった旨主張する。

5           しかし、警察官らの各陳述書(乙144、145)、原審における証人樋口警察官の証言及び当審における証人乾警察官の証言、警察官ら作成の報告書(乙54～61)並びに上記認定事実(2)アの末尾に掲記した証拠を総合しても、被控訴人2が大声を上げ始めたのに対して、控訴人が主張するような周囲の聴衆が騒然となり、緊迫した状態となったとは認められない。また、  
10           上記認定事実(2)アの末尾に掲記した証拠によれば、被控訴人2が、樋口警察官との間で体同士が衝突するなどしたことや、被控訴人2は、本件行為2(1)により警察官らから肩や腕などをつかまれ、取り囲まれて地点①から地点②を経て地点③まで移動させられる過程で、地点①に留まり、あるいは同地点に戻ろうとして強く抵抗した事実は認められるが、被控訴人2のこれらの行動は、被控訴人2に対する警察官らの干渉が始まった後に、被控訴人2において、自らの行動に対する不当な干渉や実力行使であると感じられた警察官らの一連の対応に対する抵抗行為としてなされたものと認めるのが相当であ  
15           って、被控訴人2が、被控訴人1に続いて、被控訴人1に加勢しようとして、大声を上げ始めたことを考慮しても、なお、本件行為2(1)の開始前に、被控  
20           訴人2が絶叫しながら聴衆に向かって前進し、これにより被控訴人2が聴衆から暴行等の危害を加えられるなどの現実的かつ具体的な危険が生じていたとは認められない。

          以上によれば、本件行為2(1)は、警職法4条1項の要件を充足するものとはいえない。

25           (2) 控訴人は、被控訴人2が興奮状態で密集した聴衆の中に向かおうとしていたから、聴衆に対する暴行、傷害等の犯罪行為に発展する可能性があり、「急

を要する事態」でもあったとして、本件行為 2 (1) は警職法 5 条の要件を満たす適法な職務執行である旨主張する。

しかし、警察官らの各陳述書 (乙 1 4 4、1 4 5)、原審における証人樋口警察官の証言及び当審における証人乾警察官の証言、警察官ら作成の報告書 (乙 5 4 ~ 6 1) 並びに前記認定事実 (2) アの末尾に掲記した証拠を総合しても、本件行為 2 (1) の開始時に、被控訴人 2 において、興奮状態で密集した聴衆の中に向かおうとしていた事実を認めることはできず、控訴人が主張する密集した聴衆に体当たりし、あるいは聴衆を押し倒すなどの暴行、傷害等の犯罪行為が行われる可能性が客観的に明らかな状態であったと認めることはできない。また、前記 (1) のとおり、被控訴人 2 が、警察官らによる干渉や本件行為 2 (1) の実力行使に対して強く抵抗したことは認められるものの、これらの抵抗行為をもって、本件行為 2 (1) の開始前に、被控訴人 2 において前記の犯罪行為に及ぶ可能性が高いことが客観的に明らかな状態であったと認めることはできない。

以上によれば、本件行為 2 (1) は、警職法 5 条の要件を満たすものとはいえない。

(3) したがって、本件行為 2 (1) は、警職法 4 条 1 項及び 5 条の要件をいずれも充足するとはいえず、国家賠償法 1 条 1 項における違法性を有するものと認めることができる。

#### 6 争点 (5) (本件行為 2 (2) の適法性) について

(1) 控訴人は、本件行為 2 (2) のうち制止行為について、警職法 4 条 1 項及び 5 条の要件を満たす適法な職務執行であったと主張する。しかし、前記認定事実 (2) イのとおり、当該制止行為は、樋口警察官と乾警察官において、被控訴人 2 の両側からその両腕に手を回すなどして被控訴人 2 に同行し、被控訴人 2 が再び同広場の南側の聴衆エリアに行かないように被控訴人 2 を引き留めて制止したというものであるところ、上記 5 (1) 及び (2) のとおり、当該制

止行為に先立つ本件行為 2 (1) によって上記聴衆エリア付近の地点①から北側に移動させられた時点で、被控訴人 2 において、他の聴衆から暴行等の危害を加えられるなどの現実的かつ具体的な危険が生じていたとも、聴衆に対する暴行、傷害等の犯罪行為に及ぶ可能性が高いことが客観的に明らかな状態であったとも認めることができないし、当該制止行為の時点で、改めて上記の現実的かつ具体的な危険が生じていたとか、上記の犯罪行為に及ぶ可能性が高いことが客観的に明らかな状態になっていたことを認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件行為 2 (2) のうち制止行為は、警察官らの被控訴人 2 に対する警職法 4 条 1 項及び 5 条の要件をいずれも充足するとはいえず、国家賠償法 1 条 1 項における違法性を有するものと認めすることができる。

(2) 控訴人は、本件行為 2 (2) のうち追従行為について、被控訴人 2 が他の街頭演説の場所でも再度危険な行動や暴行等の犯罪行為に及ぶ可能性、安倍総裁に危害を加えるために接近を企図する可能性があったことから、被控訴人 2 に対して自制を促すためになされたものであり、警察法 2 条 1 項所定の警察の責務を達成するためになされた適法な職務行為であったと主張する。

警察法 2 条 1 項は、「個人の生命、身体及び財産の保護」と「公共の安全と秩序の維持」を警察の責務として定めており、当該責務の遂行に必要な警察の諸活動は、強制力を伴わない任意手段による限り、一般的に許容されるべきものであるが、それが国民の権利、自由の干渉にわたるおそれのある事項に関わる場合には、任意手段によるからといって無制限に許されるものではなく、必要かつ相当な手段と評価される範囲でのみ適法と認められる（最高裁昭和 53 年（あ）第 1717 号同 55 年 9 月 22 日第三小法廷決定・刑集 34 卷 5 号 272 頁参照）。

そこで検討するに、上記(1)の検討結果に照らせば、被控訴人 2 が、当該追従行為がなされた時点において、控訴人が主張するような危険な行動や暴行

等の犯罪行為に及ぶ可能性があったことを具体的に裏付けるべき客観的合理的根拠が存在したとはいえないし、他に被控訴人2において、控訴人が主張する安倍総裁に危害を加えるために接近を企図する可能性があったことを具体的に裏付けるべき客観的合理的根拠が存在することを認めるに足りる証拠はない。以上に加え、前記認定事実(2)イのとおり、当該追従行為が、被控訴人2の意思に反し、複数名の警察官らによって、距離にして少なくとも約300メートル、時間にして少なくとも5分から10分程度にわたって継続されたものであることに照らせば、当該追従行為は、警察法2条1項所定の警察の責務を達成するための任意手段として必要かつ相当な範囲を超えて、被控訴人2に対し、不当な心理的圧迫を与えたものと認めるのが相当である。

したがって、本件行為2(2)のうち追従行為は、警察法2条1項所定の警察の責務を達成するための任意手段として必要かつ相当な範囲を超えた被控訴人2に対する不当な心理的圧迫を与えたものであって、国家賠償法1条1項における違法性を有するものと認めることができる。

#### 7 争点(6) (本件行為2(3)の適法性) について

(1) 控訴人は、本件行為2(3)のうち追従行為について、被控訴人2が安倍総裁の札幌三越前の演説会場に向かい、再度聴衆との間で危険な事態を発生させ、安倍総裁等に危害を加える旨の犯罪行為に及ぶ可能性が高く、これらを予防する目的で被控訴人2に追従してこれらの行動を取らないように説得するためになされたものであり、警察法2条1項所定の警察の責務を達成するためになされた適法な職務行為であったと主張する。

しかし、上記5(1)及び(2)並びに上記6の検討結果に照らせば、当該追従行為がなされた時点において、被控訴人2が、控訴人の主張するような危険な行動や犯罪行為に及ぶ可能性があったことを具体的に裏付けるべき客観的合理的根拠が存在したものとはいえないし、当該追従行為の間において、被控訴人2が、上記警察官らから逃れるべく、地点⑦から地点⑧までの約10

0メートルの間を走ったことについても、前記の検討に係るそれまでの経緯に照らせば、直ちに被控訴人2において上記の危険な行動や犯罪行為に及ぶ可能性が存在し、被控訴人2への追従を続行すべき必要性があることを合理的に裏付けるものとはいえない。その上、前記認定事実(2)ウのとおり、当該追従行為が、被控訴人2の意思に反し、警察官ら2名によって、距離にして  
5 少なくとも約1.9キロメートル、時間にして少なくとも40分から50分程度にわたって継続されたものであり、この間、上記警察官らが度々被控訴人2の前方に立ち塞がるなどしつつ（この点につき、控訴人は、被控訴人2が歩行の向きを反転させた際にたまたま上記警察官らが被控訴人2の前方に  
10 立つ状態になったことがあるにすぎない旨を主張しているが、甲38、59の動画には、上記警察官らが度々被控訴人2の前方に立ち塞がる様子が録画されており、これに反する上記主張を採用することはできない。）、被控訴人2がその望む場所に赴くことを阻止しようと働きかけていたことにも照らせば、当該追従行為は、警察法2条1項所定の警察の責務を達成するための任意手段として必要かつ相当な範囲を超えて、被控訴人2に対し、不当な心理的  
15 的圧迫を与えてその移動・行動の自由を制限するものというべきである。

したがって、本件行為2(3)のうち追従行為は、警察法2条1項所定の警察の責務を達成するための任意手段として必要かつ相当な範囲を超えて被控訴人2に対して不当な心理的圧迫や移動・行動の自由の制限に相当するものであって、国家賠償法1条1項における違法性を有するものと認めることができる。また、控訴人は、本件行為2(3)のうち地点⑦以降の追従行為は、警職法2条1項所定の職務質問として適法である旨主張するようであるが、上記検討結果に照らせば、被控訴人2が何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そう  
20 としていると疑うに足りる相当な理由があると認めることはできないから、警職法2条1項の要件を具備せずを開始された違法なものといわざるを得ない。  
25

(2) 控訴人は、本件行為 2 (3)のうち接触行為について、上記(1)の追従行為の途中で被控訴人 2 が地点⑦から地点⑧までの約 100メートルの間を走ったことにつき、上記警察官らが徒歩で移動中の被控訴人 2 に対して警職法 2 条 1 項所定の職務質問を行うために必要かつ相当な手段として行った適法な職務行為であったと主張する。

しかし、上記(1)の検討結果によれば、当該接触行為は、全体として違法性を有することが明らかな上記(1)の追従行為の途中で一時的になされたものにすぎず、控訴人の国家賠償責任の有無・内容を検討するに際し、当該接触行為のみを取り出して重ねてその適法性の有無を判断する必要性を欠くものというべきであるから、控訴人の上記主張については判断を要しない。

#### 8 争点(7) (損害発生の有無及びその額) について

##### (1) 被控訴人 1 について

上記 2 ないし 4 のとおり、被控訴人 1 に対する警察官らの本件行為 1 (1) ないし (3) は、いずれも国家賠償法 1 条 1 項における違法性を有しないから、その余の点について判断するまでもなく、被控訴人 1 の請求は理由がない。

##### (2) 被控訴人 2 について

上記 5 ないし 7 のとおり、被控訴人 2 に対する警察官らの本件行為 2 (1) ないし (3) は、いずれも国家賠償法 1 条 1 項における違法性を有するものというべきであるから、以下、これらの各行為による被控訴人 2 の損害発生の有無及びその額について検討する。

ア 被控訴人 2 が地点①において声を上げた行為は、それ自体、政治的な意見表明としてなされたものであり、憲法 21 条 1 項により保障された表現の自由に含まれるものであるから、被控訴人 2 は、本件行為 2 (1) により、当該意見表明の継続を阻止され、表現の自由が侵害されたことが認められる。

イ また、本件行為 2 (2) 及び (3) は、徒歩で移動していた被控訴人 2 を相当



5 程度の距離及び時間にわたって執拗に追従して付きまとい、その間、被控  
訴人2の両腕に手を回して制止し、あるいは被控訴人2の前方に立ち塞が  
り、被控訴人2に話しかけるなどして、被控訴人2がJ R札幌駅前の聴衆  
エリアや札幌三越前の演説会場付近に向かうことを阻止しようとしていた  
ものであるから、かかる行為態様に照らせば、本件行為2(2)及び(3)の追  
従行為により、被控訴人2の移動・行動の自由が制限されたものと認める  
のが相当である。

10 加えて、樋口警察官と乾警察官は、暑い夏の日にいずれも黒いパンツス  
ーツを着用し、無線を着けて被控訴人2に追従し、その間、被控訴人2に  
対し、札幌三越前の演説会場付近に向かわないでもらいたい旨等を比較的  
大きくよく通る声で話しかけ続けていたものであり、上記警察官らの行為  
が行われたのが、J R札幌駅南口付近の路上や札幌駅前通など、人通りの  
比較的多い場所であることや、被控訴人2に対する発言のなかで、自らが  
警察官であることを明示する発言をしていたことなどを考慮すると、警察  
15 官らの上記行為は、通行人らに対し、被控訴人2が何らかの犯罪を犯そう  
としている不審者であり、警察官らに追従されて説得を受けているとの印  
象を与えるものであって、被控訴人2の社会的評価を低下させるものであ  
ると認められる。したがって、警察官らの上記追従行為によって、被控訴  
人の名誉権が侵害されたものと認めることができる。

20 さらに、前記のとおり、警察官らは、相当程度の距離及び時間にわたっ  
て被控訴人2に付きまとい、その間、被控訴人2の意思に反してその言動  
を継続的に把握したものであるから、これにより、受忍限度を超えて、被  
控訴人2の言動を把握されない利益が侵害されたものと認めるのが相当で  
ある。

25 ウ 被控訴人2に対する有形力の行使の態様、追従行為の距離及び時間、こ  
れらによる被控訴人2の利益侵害の内容・程度等、本件に現れた一切の事

情を考慮すると、被控訴人2の精神的苦痛に対する慰謝料額は、50万円と認めるのが相当である。

また、被控訴人2は、警察官らの行為による損害賠償を請求するため本件訴え提起を余儀なくされ、その追行を被控訴人2訴訟代理人弁護士らに委任したことが認められるところ、警察官らの行為と相当因果関係のある弁護士費用相当損害金は、5万円と認めるのが相当である。

エ 以上によれば、被控訴人2の損害額は合計55万円となる。

#### 第4 結論

よって、被控訴人1の控訴人に対する請求は理由がなく棄却すべきであるから、被控訴人1の請求を一部認容した原判決は一部失当であり、控訴人の被控訴人1に対する控訴は理由があるから、原判決主文第1項を取り消し、同部分につき被控訴人1の請求を棄却することとし、被控訴人2の控訴人に対する請求を一部認容した原判決は相当であり、控訴人の被控訴人2に対する控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

札幌高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官

大 竹 優 子

裁判官

吉 川 昌 寛

裁判官

戸 畑 賢 太

別紙

当事者目録

札幌市中央区北3条西6丁目

5

控 訴 人  
同 代 表 者 知 事  
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士  
同 指 定 代 理 人

北 海 道  
鈴 木 直 道  
齋 藤 隆 広  
駿 河 誠  
鈴 木 竜 太  
佐 藤 将 史  
横 田 健  
西 田 平  
菊 地 史 知  
小 倉 英 幸  
小 里 康 洋

10

15

被 控 訴 人

(以下「被控訴人1」という。)

20

被 控 訴 人

(以下「被控訴人2」という。)

上記兩名訴訟代理人弁護士

上 田 文 雄  
小 野 寺 信 勝  
市 川 大 輔  
今 橋 直  
大 和 田 貴 史

25

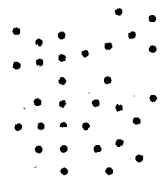
耕地介葵上  
以

大航悠

藤保信田

齋神竹成

5



これは正本である。

令和5年6月22日

札幌高等裁判所第3民事部

裁判所書記官 渡邊紀

